〇山形県水資源保全条例
平成25年３月22日山形県条例第14号
山形県水資源保全条例をここに公布する。
山形県水資源保全条例

（目的）
第１条　この条例は、水資源の保全に関し基本となる事項並びに水資源保全地域における土地の取引及び利用に関し必要な手続その他の措置を定めることにより、水資源の保全に寄与することを目的とする。

（基本理念）
第２条　水資源の保全は、水資源が県民及び事業者の生活及び経済活動に欠くことのできないものであり、本県の豊かな森林等の自然環境に支えられていることに鑑み、森林等の水源を涵養する機能を維持するための取組等により水資源を良好な状態で将来の世代に継承できるよう、適切に行われなければならない。

（県の責務）
第３条　県は、前条に定める水資源の保全に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水資源の保全に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

（県民の責務）
第４条　県民は、基本理念にのっとり、水資源の保全の重要性について理解を深め、県又は市町村が実施する水資源の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）
第５条　事業者は、基本理念にのっとり、水資源の保全の重要性について理解を深め、事業活動を行うに当たり当該事業活動が水資源の保全に影響を及ぼすおそれがあるときは、水資源の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する水資源の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）
第６条　森林等の土地の所有者、占有者及び管理者（以下「土地所有者等」という。）は、基本理念にのっとり、水資源の保全の重要性について理解を深め、森林等の土地の利用に当たって森林等の水源を涵養する機能が維持されるよう配慮するとともに、県又は市町村が実施する水資源の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市町村との連携）
第７条　県は、市町村が実施する水資源の保全に関する施策に協力するとともに、水資源の保全に関し必要があると認めるときは、市町村に対して必要な協力を求めるものとする。

（水資源保全総合計画の策定等）
第８条　知事は、水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図るための計画（以下「水資源保全総合計画」という。）を策定するものとする。
２　水資源保全総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
（１）　水資源の適正な利用及び保全のための施策に関する事項
（２）　森林等の水源を涵養する機能を維持するための施策に関する事項
（３）　水資源の保全の見地から適正な土地利用を図るための施策に関する事項
（４）　前３号に規定する施策について県民、事業者及び土地所有者等の理解の促進を図るための施策に関する事項
３　知事は、水資源保全総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、山形県環境審議会の意見を聴くとともに、県民、事業者、土地所有者等及び市町村の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
４　知事は、水資源保全総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（水資源保全地域の指定等）
第９条　知事は、公共の用に供される水に係る取水地点及びその周辺の区域（国有地を除く。）であって、水資源を保全するため適正な土地利用を図る必要があるものとして規則で定めるものを水資源保全地域として指定する。
２　知事は、水資源保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町村長及び山形県環境審議会の意見を聴かなければならない。
３　知事は、水資源保全地域を指定しようとするときは、あらかじめその旨及び指定しようとする区域を告示し、その案を当該告示の日から２週間公衆の縦覧に供しなければならない。
４　前項の規定による告示があったときは、当該水資源保全地域の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
５　知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったときは、規則で

定めるところにより、当該意見書を提出した者の意見を聴くものとする。
６　知事は、水資源保全地域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
７　水資源保全地域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
８　第２項から前項までの規定は、水資源保全地域の指定の解除及び区域の変更について準用する。

（水資源保全地域における土地取引等の事前届出）
第10条　水資源保全地域内の土地について、土地の所有権又は賃借権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利（以下「土地の所有権等」という。）を有している者は、当該土地の所有権等を移転し、又は設定する契約（以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとする場合は、当該土地売買等の契約を締結しようとする日から起算して２月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
（１）　土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（２）　土地売買等の契約に係る土地の区域及び面積
（３）　土地売買等の契約に係る契約の種類及び内容
（４）　土地売買等の契約を締結しようとする日
（５）　土地の所有権等の移転又は設定後における土地の利用目的
（６）　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
（１）　土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合
（２）　非常災害のために必要な応急措置として行う場合
（３）　前２号に掲げる場合のほか、規則で定める場合
３　前条第１項の規定による指定（同条第８項の規定による区域の変更を含む。）の日から起算して２月を経過する日までの間に当該指定に係る水資源保全地域（当該区域の変更にあっては、当該区域の変更により新たに水資源保全地域となった区域）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第１項の規定の適用については、同項中「当該土地売買等の契約を締結しようとする日から起算して２月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
４　知事は、第１項の規定による届出があったときは、遅滞なくその内容を関係市町村長に通知し、水資源の保全の見地から意見を求めるものとする。
５　知事は、前項の規定による関係市町村長の意見を勘案し、水資源の保全のために特に必要があると認めるときは、第１項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る土地の利用に関し必要な指導を行うことができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、あらかじめ山形県環境審議会の意見を聴くものとする。
６　第１項の規定による届出をした者は、前項の規定による指導を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者に当該指導の内容を伝達しなければならない。
７　第１項の規定による届出をした者は、当該届出に係る土地売買等の契約を締結する日までの間において同項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに知事に届け出なければならない。
８　第４項から第６項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

（水資源保全地域における開発行為の事前届出）
第11条　水資源保全地域内において、土石の採取その他の規則で定める土地の形質の変更又は地下水を採取するための設備の設置その他の行為で規則で定めるもの（以下「開発行為」という。）を行おうとする者は、当該開発行為に着手しようとする日から起算して２月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
（１）　開発行為を行おうとする者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（２）　開発行為を行おうとする土地の区域
（３）　開発行為の内容
（４）　前３号に掲げるもののほか、規則で定める事項
２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
（１）　国又は地方公共団体が行う場合
（２）　非常災害のために必要な応急措置として行う場合
（３）　森林法（昭和26年法律第249号）第10条の２第１項の許可その他の法令に基づく許可、認可又は届出を要する行為であって規則で定めるものを行う場合
（４）　農業、林業又は漁業を営むために行う場合
（５）　自己の居住の用に供する住宅の建築（増築及び改築を含む。）、移転又は撤去のために行う場合
（６）　前各号に掲げる場合のほか、規則で定める場合
３　第９条第１項の規定による指定（同条第８項の規定による区域の変更を含む。）の日から起算して２月を経過する日までの間に当該指定に係る水資源保全地域（当該区域の変更にあっては、当該区域の変更により新たに水資源保全地域となった区域）内において開発行為に着手しようとする場合における第１項の規定の適用につい

ては、同項中「当該開発行為に着手しようとする日から起算して２月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
４　知事は、第１項の規定による届出があったときは、遅滞なくその内容を関係市町村長に通知し、水資源の保全の見地から意見を求めるものとする。
５　知事は、前項の規定による関係市町村長の意見を勘案し、水資源の保全のために特に必要があると認めるときは、第１項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る開発行為に関し必要な指導を行うことができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、あらかじめ山形県環境審議会の意見を聴くものとする。
６　第１項の規定による届出をした者は、当該届出に係る開発行為に着手する日までの間において同項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに知事に届け出なければならない。
７　第４項及び第５項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（報告の徴収及び立入調査）
第12条　知事は、第10条第１項若しくは第７項の規定による届出をすべき者又は前条第１項若しくは第６項の規定による届出をすべき者に対し、この条例の施行に必要な限度において、当該届出に係る土地売買等の契約又は開発行為に関する事項について必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
２　知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、水資源保全地域内の土地売買等の契約に係る土地又は開発行為に係る土地に立ち入り、当該土地売買等の契約若しくは開発行為に関する事項について調査させ、又は関係者に質問させることができる。
３　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
４　第１項及び第２項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告及び命令）
第13条　知事は、第10条第１項若しくは第７項又は第11条第１項若しくは第６項の規定による届出をした者が第10条第５項（同条第８項において準用する場合を含む。）又は第11条第５項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定による指導に正当な理由なく従わなかったときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を執るべき旨の勧告をすることができる。
２　知事は、第10条第１項若しくは第７項又は第11条第１項若しくは第６項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、必要な措置を執るべき旨の勧告をすることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、あらかじめ関係市町村長又は山形県環境審議会の意見を聴くものとする。
３　知事は、第１項の規定による勧告を受けた者（第11条第１項又は第６項の規定による届出をした者に限る。）又は前項の規定による勧告を受けた者（同条第１項又は第６項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者に限る。）が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、これらの者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（公表等）
第14条　知事は、第10条第１項若しくは第７項の規定による届出をすべき者又は第11条第１項若しくは第６項の規定による届出をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める内容を公表し、水資源の保全の観点から県の事務又は事業の実施に関し必要な措置を講ずることができる。
（１）　正当な理由なく、第10条第１項若しくは第７項又は第11条第１項若しくは第６項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。　その旨並びに当該届出をせず、又は虚偽の届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（２）　正当な理由なく、第12条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による資料の提出をせず、又は同条第２項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。　その旨並びに当該報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは資料の提出をせず、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（３）　正当な理由なく前条第１項又は第２項の規定による勧告に従わなかったとき。　その旨、当該勧告に従わなかった者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容
（４）　正当な理由なく前条第３項の規定による命令に従わなかったとき。　その旨、当該命令に従わなかった者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容
２　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ同項に規定する者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（罰則）
第15条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。
（１）　第10条第１項若しくは第７項又は第11条第１項若しくは第６項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（２）　第12条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による資料の提出をせず、又は同条第２項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
（３）　第13条第３項の規定による命令に従わなかった者

（市町村の条例との関係）
第16条　市町村の条例により、水資源の保全を図るための措置の適切な実施が確保されると知事が認めるときは、当該市町村の区域においては、第10条から前条までの規定は適用しない。

（委任）
第17条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則
１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。ただし、第10条から第16条までの規定は、同年10月１日から施行する。
２　平成25年10月１日から同年11月30日までの間に、同年10月１日において現に第９条第１項の規定により指定されている水資源保全地域内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合及び当該水資源保全地域内において開発行為に着手しようとする場合における第10条第１項及び第11条第１項の規定の適用については、第10条第１項中「当該土地売買等の契約を締結しようとする日から起算して２月前までに」とあるのは「あらかじめ」と、第11条第１項中「当該開発行為に着手しようとする日から起算して２月前までに」とあるのは「あらかじめ」とする。この場合において、第10条第３項及び第11条第３項の規定は、適用しない。